

障害者の法定雇用率が引上げられるそうですね。いつからどれくらい引き上げられるのですか?概要を教えて下さい。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では一定以上の人数規模の会社に「障害者雇用率制度」が設けられています。

現在の障害者の法定雇用率は2.0%ですが、平成30年4月1日から「常時雇用している労働者数」の2.2%以上の障害者雇用義務となります。

具体的には2.0%から2.2%への引き上げにより、 従来50人の従業員を雇用していた場合障害者を1 人雇わなくてはならないところだったのが、45.5 人以上の従業員を雇用していたら1人雇わなくて はならない計算になります。法定雇用率は平成33 年4月までには2.3%となる予定です。

また今回の改正は、法定雇用率の計算に精神障害者も含めることになったことにより、障害者の雇用促進が一層求められているといえます。

法定雇用率を達成していないと、違法状態になり、さらに、「従業員100人超」(平成27年より)の会社ではペナルティとして障害者雇用納付金の納付義務が発生します。

具体的には、従業員100人超の会社は、障害者雇用納付金として、法定雇用障害者数に不足する数に応じて1人につき月額50,000円を納付しなければなりません。(ただし、100人超200人以下の事業主については減額特例があり、平成32年3月31日までは40,000円となります)

逆に、障害者雇用に積極的に取組み、法定以上に雇用している場合には、メリットがあります。 上記の納付金を財源として、従業員100人未満の 会社は「報奨金」が、従業員100人超の会社は「調 整金」が受給でき、不公平感を緩和しています。

障害者雇用ゼロ企業が未だ30.2%存在することから、雇用率引上げによって新たに雇用義務が発生する企業などにハローワークが出来る限り周知啓発を行い、就労支援対策を進める方針です。

(Q2) 我社は、現在95人の従業員(内パート5人)が働いています。今後も従業員を増やす予定なので、障害者を1人雇用すれば良いでしょうか?

本望、人数の計算をしなくてはなりませんね。常時雇用している労働者のうち、週所定労働時間20時間以上30時間未満の短時間労働者は0.5人と計算します。御社のパート労働者がこれに該当しているとすると、常時雇用労働者が92.5人という計算になります。

一年度の12か月間に100人を超える月が5ヶ月以上あると、納付金制度の対象事業主となります。対象事業主は、毎年5月15日までに、前年度(4月1日~3月31日)の状況を申告・納付します。具体的には、各月ごとに、算定基礎日における「雇用障害者数」と「法定雇用障害者数」とを比較し、月ごとに過不足数を計算し、納付金や調整金の額を申告します。各月ごとの表を作り管理しておくと良いですね。

一律に障害者の雇用率を適用することになじまない性質の業種には除外率が定められています。 また、「特例子会社制度」という、障害者が働きやすい業務に特化した子会社を作り、グループ全体で障害者雇用率の算定を可能とする制度もあります。

今まで様々な理由で障害者を雇い入れることが なかったとしても、今後は障害者と共に働ける環 境づくりを、私たちに何ができるかを、共に考え ていきたいと思います。

> 【社会保険労務士法人 ハーモニー】 TEL 043-273-5980